

令和7年度償却資産申告の手引き



白石町ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロード
できます。



(白石町HP)

【 目 次 】

1. 償却資産とは	3
2. 償却資産と家屋の区分について.....	4
3. (軽) 自動車税対象資産との区分	13
4. 申告の方法について	14
5. 申告書の記載方法について	15
6. 税額等の算出方法について	16
7. 個人番号・法人番号の記載について	18
8. 非課税・課税標準の特例・減免等	19
9. 国税の取扱いとの主な違い	20
10. 申告内容の確認調査について	20
11. 過年度への遡及等について	20
12. 補助事業で導入した資産の取扱い	20

1. 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。

2. 償却資産の種類

資産の種類		資産の具体例(主なものを例示)
1. 構築物	構築物	舗装路面、庭園・門・塀・花壇・緑化施設等の外構工事、フェンス、側溝、看板(廣告塔等)、園芸用ハウス、ガラス室等及び関連機器、堆肥舎、サイロ等家屋に入らない施設、その他土地に定着した土木設備、施設等の簡易施設 <u>(※家屋で課税されているものは除く)</u>
	建物付属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作
2. 機械及び装置		農業用機械装置、各種製造設備等の機械装置、クレーン等の建設機械、総合工事用設備、太陽光発電設備、その他事業用機械・装置
3. 船舶		一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート
4. 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー
5. 車両・運搬具		農業用車両・運搬具、構内運搬車など <u>(※トラクター・コンバイン・乗用の田植え機・乗用管理機等、軽自動車税の対象となるものは除く)</u>
6. 工具器具及び備品		パソコン、陳列ケース、広告看板、エアコン、レジスター、厨房機器、医療機器、測定工具、コピー機

注1)耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)は対象から除く。

注2)取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているものは対象から除く。

3. 申告していただく方

会社や個人で工場や商店などを経営している方、農業者、駐車場やアパートを貸し付けている方で、毎年1月1日現在に償却資産を所有している方

4. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく、申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び白石町税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

5. その他

申告書受理後、調査等により申告内容の修正をお願いすることができます。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもあります。

※詳細は、20ページの11.過年度への遡及等についてをご参照ください。

2. 償却資産と家屋の区分表（白石町の取扱い）

※家屋と設備等の所有者が同じ場合の、主な設備等の例示です。

※一般的な施工状況を想定して作成しています。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
建築工事	内装・造作等		床・壁・天井仕上 (フリーアクセス床含む) 店舗造作等工事一式	
	動力配電設備	特定の生産又は業務用（※）の動力配線設備一式	動力配線設備一式 動力分電盤 動力操作盤 手元開閉器 金属ダクト 配線 プルボックス	
	電力引き込工事	設備一式		
電気設備	受変電設備 (特別) 高圧受変電設備 (キュービクル)	受電盤 電圧計・電流計 保護装置 避雷器 変圧器 蓄電器（コンデンサー） 配電盤 配管・配線		
	予備電源設備	発電機設備一式 発電機 蓄電池設備一式 蓄電池 充電器 配管・配線		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
電気設備	太陽光発電設備	発電設備一式 太陽電池パネル パワーコンディショナー 保護回路 配管・配線 架台	屋根材一体型ソーラーパネル	
	電灯コンセント配線設備		電灯分電盤 配管・配線 アウトレットボックス スイッチコンセント類 フロアコンセント類 ワイヤリングダクト	
	照明設備	屋外の照明設備 照明器具 外灯、庭園灯、街路灯、 フットライト、地中埋め込み灯 配管・配線 非常用照明器具 (誘導灯、非常灯) 投光器、スポットライト 電球・蛍光管	屋内の照明設備	電球や蛍光管そのものは家屋の評価の対象にならない。
	電話設備	電話機 携帯電話・PHS用アンテナ設備	電話配線設備 端子盤 配管・配線 プルボックス ボックス類 ケーブルラック ローテーションスタッド	
	呼出表示設備 (呼出信号設備、盗難非常通報装置、ナースコール設備)		信号盤・表示盤 押ボタン盤 機器一式(管理機器・通報装置・警戒装置・センサー等) 配管・配線 ボックス類	

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
電気設備	インターホン設備		親機、子機 配管・配線 ボックス 集合玄関機	親機、子機については、平成20年1月1日以前の取得分は償却資産、平成20年1月2日以降の取得分は家屋。 集合玄関機については、平成26年12月31日以前の取得分は償却資産、平成27年1月1日以降の取得分は家屋。
	電気時計設備	時計 (親時計・子時計・電光時計等) 端子盤	配管・配線 ボックス	平成24基準年度より家屋評価基準より削除されているが、建築設備の要件を満たすものは家屋評価の対象となる。
	テレビジョン共同聴視設備	受像機(テレビ)	共同視聴設備 アンテナ ブースターアンプ 分配器 整合器 同軸ケーブル 配管 ボックス類	
	監視カメラ設備 (ITV・CCT カメラ)	カメラ 受像機(テレビ) ITV 架	配管 同軸ケーブル(配線) 接栓 ボックス類	
	LAN設備	設備一式 LANボード サーバー ハブ・ルーター ケーブル		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
衛生設備	給水設備	水道引込設備(水道メーターから外側の水道本管等) 特定の生産又は業務用(*)の給水設備 水質改良等のための機器類 (浄水器・活水器等) 給水塔 その他屋外の排水設備 (洗車用等)	屋内の給水設備 配管 高架水槽 バルブ ポンプ ボールタップ カラン(水栓) 受水槽・受水タンク	屋外に設置されている高架水槽や受水槽等の給水設備であっても、配管等により屋内の機器と一体になって効用を發揮しいるものは、家屋。
	揚水設備	ポンプ、揚水管 (地下水用のもの)	ポンプ、揚水管 (高架水槽用のもの)	
	排水設備	屋外の排水設備 特定の生産又は業務用 (*) の排水設備	屋内の排水設備 配管 バルブ、ポンプ	
	局所式給湯設備 (貯湯式)	電気温水器(流し用等)	機器等一式(浴室、床暖房用等)	「給湯器 貯湯式」は平成24基準年度より設定。
	局所式給湯設備 (電気湯沸器・ガス湯沸器)	給湯器(流し用等)	給湯器(浴室、床暖房用等) 給湯管	ユニットバス等と一体型の湯沸器(給湯器)及び電気温水器(配管、室外機を含む)については、平成14年1月1日以前の取得分は償却資産、平成14年1月2日以降の取得分は家屋。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
衛生設備	衛生器具設備	タオル掛け 化粧鏡・姿見 紙巻器 ハンドドライヤー ベビーシート、ベビーチェア 多目的シート、着替え台	屋内の器具設備 大便器 小便器 洗面器 流し等 ユニットバス、ユニットシャワー システムキッチン ミニシステムキッチン 洗面化粧台 浴槽、風呂釜 浴室換気乾燥機 温水洗浄便座	
	ガス設備	屋外の供給本管 (ガスマーターから外側の配管)	配管 バルブ ガスカラん	
空気調和設備	空調設備	ルームエアコンディショナー (ウインド型・壁掛型) 特定の生産又は業務用 (*) の 空調設備	中央式空調設備 冷凍機 冷却塔 ボイラー オイルタンク ポンプ 配管・ダクト・バルブ 空調機、送風機 吹出口、吸込口 ダンパー 自動制御機器 個別空調設備 マルチユニット機器 パッケージ機器 換気用機器(送風機、吹出 口、吸込口 ダンパー等) バルブ 全熱交換器 自動制御機器	ダクト設備等 を伴うパッ ケージ型エア コンディショ ナー(ダクト を通じて相当 広範囲にわ たって冷房す るもの)につい ては、昭和62 年1月1日以前 取得分は償却 資産、昭和62 年1月2日以降 取得分は家 屋。
			送排風機 吹出口 ダンパー 換気扇、換気口	
			排煙機 排煙口、給気口	
			機器一式	
	クリーンルーム設備	空調净化システム機器一式		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
防災設備	火災報知設備	屋外の装置（配線を含む）	火災報知設備 受信機、副受信機 感知器 配管、配線 P型手動発信機	
	避雷設備		避雷設備 突針 導線 接地電極	
	消火設備	消火器 ホース ノズル ガスボンベ(ハロゲン・炭酸ガス) 屋外の消火栓設備 パッケージ型消火設備	消火栓設備 消火ポンプ 配管 バルブ 消火栓 連結送水管 サイアミーズコネクション ドレンチャー設備 ポンプ、配管 バルブ、ヘッド スプリンクラー設備（水道直結型を含む） ポンプ、エンジン 配管、バルブ ヘッド 不活性ガス消火設備 ガスボンベ用架台 配管バルブ ノズル、サイレン 押ボタン 泡消火設備 原液タンク ポンプ、ポンプ架台 配管、バルブ、ヘッド	
	免震設備		機器一式	
運搬設備	昇降設備	リフト（工場用）	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	
	垂直搬送設備	設備一式		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
その他の設備	既製間仕切 パーティション	簡易な可動間仕切・既製間仕切 (取付支柱等が天井までないもの) 衝立	可動間仕切・既製間仕切 (取付支柱等が天井まであるもの) スライディングウォール	
	カウンター	造り付けのもの以外	造り付けカウンター	
	家具	造り付けのもの以外	造り付け家具	建物本体の一部として作った家具又は取り外しきれない戸棚は家屋。
	自動扉装置		開閉装置一式	
	塵芥(ゴミ)処理設備	設備一式 ゴミ処理機 生ゴミ用冷蔵庫 脱臭装置 ディスポーザー設備		
	厨房設備	事業用の厨房設備(飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等) 機器一式(調理器具、食器洗浄機、製氷機、食品保存庫、冷蔵庫、温蔵庫、下膳システム機器等) 厨房除害設備(グリストラップ等)	システムキッチン 特定の生産又は業務用(飲食店等)の厨房設備を除く)	
	洗濯設備	洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機		
医療機器設備		各種の医療機器・装置及び ユニット 医療用ガス設備及び 吸引設備における配管 医療用ガス設備一式 (吸入口、ポンベ等) 吸引設備一式(真空ポンプ等) 消毒設備一式(消毒機器) 手術設備一式(手術台等) X線設備一式(X線装置、配線)		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
その他の設備	POSシステム	機器、配管・配線		
	広告塔看板 サイン	広告塔・看板 ネオンサイン 文字看板、袖看板、案内板		
	カーテン ブラインド	カーテン ブラインド ロールスクリーン	カーテンボックス ブラインドボックス	
	外構工事	外構工事 囲障工事 (塀、防壁、門扉、フェンス) 舗装路面(構内舗装・舗装道路) 庭園、花壇、芝生 パーゴラ ポール 貯水池、井戸		
	緑化設備 水景設備	緑化設備一式 植栽、散水設備、排水設備、 屋上・壁面緑化設備 水景設備一式		
	キャノピー	家屋と構造上一体となっていないもの	家屋と構造上一体となっているもの	
	温室	恒久的なものではないもの(ビニールフィルムで覆っているもの)	基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的と認められるもの(屋根及び周壁が合成樹脂板、ガラス等を使用しているもの)	
	その他	メールボックス (集合郵便受、宅配ボックス) キーボックス 掲示板 防水板・防潮板 ウッドデッキ 防鳥ネット AED 独立焼却炉 電波障害設備 家屋としての三要件(外気分断性、土地定着性、用途性)を満たしていない自転車置場、車庫、物置、ゴミ置場、ポンベ置場、切符売り場、簡易トイレ等	シャッター 犬走り キヤットウォーク ハト小屋 庇・樋 外階段 手摺り	

家屋に含める主なもの

* 特定の生産又は業務用の設備について

家屋には電気設備、空調設備、給排水設備等の建築設備が取り付けられますが、家屋評価の対象となる建築設備とは、

①「家屋の所有者が所有するもの」、②「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているもの」及び③「家屋の効用を高めるもの」の3要件を備えているものを言います。

このうち③「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を家屋に設置することにより、「家屋自体の利便性」が高まるものを言います。したがって、家屋に設置される設備のうち、必ずしも家屋自体の効用と関係のない他の事業用目的のために設置される設備(特定の生産又は業務用の設備)は、家屋評価に含まれず、償却資産として取扱います。

例えば、工場等のように物の生産・加工を業とする者がその業のために使用する家屋には、通常の家屋に設置される設備(照明用電気配線や給水配管など)のほか、物の生産・加工のために必要とされる設備(工場機械用の動力配線など)が設置されます。この場合、通常の家屋に設置される設備は家屋評価の対象となります、物の生産・加工のために必要とされる設備は償却資産として取扱います。

<具体例>

- ・工場における機械を動かすための動力配線等の電気設備
- ・紡績業、精密機械工業等の工場における温湿度調和設備、集塵設備
- ・工業用水道配管・汚水配管
- ・浴場ボイラー(浴場業用、ホテル又は旅館用)
- ・厨房ボイラー(飲食店業用、ホテル又は旅館用)
- ・サーバー室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型サーバーの冷却のための専用空調設備

3. 償却資産と（軽）自動車税対象資産との区分

1.大型特殊自動車（償却資産申告対象）

道路運送車両法第3条にいう「大型特殊自動車」については、建設等のための機械としての効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車輪や無限軌道をもって陸上を移動することができるにすぎないものであるので、個別的財産課税の一種でありかつ道路損傷負担金的要素を加味する自動車税の課税客体に含めることは適當ではなく、固定資産税の課税客体たる償却資産に含まれます。

大型特殊自動車については下記に該当する車両となります。

2.小型特殊自動車（軽自動車税の対象、償却資産申告対象外）

大型特殊自動車以外の特殊な構造を有する自動車で、自動車の大きさが下記に該当するものとなります。

（令和5年4月1日現在）

★**道路運送車両法**施行規則 別表第1

●大型特殊自動車

一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの。

(イ) ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪車…………**フォークリフト**、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

(ロ) **農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機**及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

●小型特殊自動車

1、前項の(イ)のうち、最高速度が15km以下、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m以下のもの

2、前項の(ロ)のうち、最高速度が35km未満のもの

4. 申告の方法について

1. 提出する書類

- ①償却資産申告書 }
②種類別明細書 }
③前年分の減価償却費の明細がわかるもの
 (③についてはご準備できる方のみ)

2. 書類の記入について

- ①前年中に取得・処分した資産及び、前年度までに申告もれの資産を記入してください。
②増減がない場合でも、必ず提出が必要です。
③償却資産をお持ちでない場合や廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。
④所得税の確定申告や法人税申告の際、減価償却の対象にしている資産は、固定資産税の
 償却資産としても申告が必要です。
⑤補助事業で導入した施設、機械等の取得価額は、補助金を含めた額で申告が必要です。
⑥申告書申告(全資産申告)の方は、償却資産申告書のみ送付しています。

※ 詳細は、5. 申告書の記載方法についてを参考にしてください。

3. 提出期限 毎年1月31日

4. 提出場所 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1
白石町役場 税務課 固定資産税係
TEL 0952-84-7113(直通)

5. 提出方法

- ①税務課固定資産税係宛へ送付いただくか、直接ご持参ください。
②電子申告による申告データ等の提出

eL TAX(地方税ポータルシステム)により、申告データを送信していただく方法です。
送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の各都税事務所に配信されます。
※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeL TAX のホームページ(WEB
(PCdesk版))から利用の届出を行う必要があります。

5. 申告書の記載方法について

個人番号又は法人番号を記載ください。

①申告書

受付印		令和年月日 令和7年度 白石町長様	記載例 機却資産申告書（機却資産課税台帳）				※所有者コード	
所有者	1	(ふりがな) 住 所 又は納税通知書送達先 許島郡白石町大字 (電話 〇〇〇-××××-△△△△)	個人番号又 は法人番号	事業種目 (資本金等の額)	8 短縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 定率法・定額法 有・無		
	2	(ふりがな) 氏名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名 固定太郎 固定花子 所有者が違う（経営移譲等）場合、また亡くなられている場合は、修正してください。	この申告に応答する者の係及び氏名	税理士等の氏名 税理士经理を委託されている税理士等があげれば具体的に記入してください。				
		※この申告書は、必ず返却してください。				15 市(区) 町村内における事業所等資産の所在地 16 借用資産(有・無)		
資産の種類		前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したものの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))	得価額	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	18 備考(添付書類等)			
資産の種類		※評価額(木) 決定価格(ヘ) ※課税標準額(ト)		機却資産をお持ちでない、廃業等があった、資産の変更がない場合、その他特記事項がありましたら、この欄に記入してください。				
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計				※資産の増減等について、該当する下記の番号(1~5)に○をつけてください。 1. 増減なし 2. 増減あり 3. 減少あり 4. 該当資産なし(市内で事業継続中) 5. 廃業・解散・転出等(年月日)				

②明細書

※所有者コード		※	記載例 令和7年度 白石町 種類別明細書(増加資産・全資産用)							所有者名		枚のうち	
			固定太郎 固定花子									第一 十六 單 様 式 別 表 一	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例 率コード	※課税標準額	増加事由	摘要
1	2		太陽光発電設備	1		12,000,000	17			1・2 3・4		1・2 3・4	
2	2		玉葱定植機	1		1,500,000	7			1・2 3・4	R6.12売却	1・2 3・4	
3			令和6年中に処分、売却した資産							1・2 3・4		1・2 3・4	
4										1・2 3・4		1・2 3・4	
5										1・2 3・4		1・2 3・4	
6										1・2 3・4		1・2 3・4	
7	1		コンクリート工事	1	H31. 4	2,000,000	17			①・2 3・4	H31.4工事完了	①・2 3・4	
8	6		米保冷庫(中古)	1	R4. 5	180,000	4			1・② 3・4	R4.5購入	1・② 3・4	
9	5		運搬車	1	R5. 5	320,000	7			①・2 3・4	R5.5購入	①・2 3・4	
10	2		玉葱定植機(補助事業)	1	R6. 12	1,800,000	7			①・2 3・4	R6.12購入	①・2 3・4	
11			令和6年中に新たに取得した資産							1・2 3・4		1・2 3・4	
12										1・2 3・4		1・2 3・4	
13										1・2 3・4		1・2 3・4	
14										1・2 3・4		1・2 3・4	
15										1・2 3・4		1・2 3・4	
16										1・2 3・4		1・2 3・4	
17										1・2 3・4		1・2 3・4	
18										1・2 3・4		1・2 3・4	
			小計										

注意「増加事由」:1新品取得 2中古品取得 3移動による受け入れ 4その他

令和7年度種類別明細書に記入されている内容を確認し、違う場合は修正してください。今回が初めての申告の方は、所有されている資産を全て記入してください。
※前年度までに申告漏れの資産がある場合は、そちらも記入をお願いいたします。

6. 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

申告いただいた資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から、個々の
償却資産について評価額を算出します。

前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2)$$

取得価額 × 前年中取得分の減価残存率 = 評価額

※ rは減価率

前年前に取得したもの

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

前年度評価額 × 前年前取得分の減価残存率 = 評価額

※ rは減価率

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで減価します。

償却資産に係る評価額は、取得価額の5%を最低限度額と定められているため、
5%から減価することはありません。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率 ÷2)	前年前取 得 (1-減価 率)			前年中取得 (1-減価率 ÷2)	前年前取 得 (1-減価 率)
2年	0.684	0.658	0.316	17年	0.127	0.936	0.873
3年	0.536	0.732	0.464	18年	0.120	0.940	0.880
4年	0.438	0.781	0.562	19年	0.114	0.943	0.886
5年	0.369	0.815	0.631	20年	0.109	0.945	0.891
6年	0.319	0.840	0.681	21年	0.104	0.948	0.896
7年	0.280	0.860	0.720	22年	0.099	0.950	0.901
8年	0.250	0.875	0.750	23年	0.095	0.952	0.905
9年	0.226	0.887	0.774	24年	0.092	0.954	0.908
10年	0.206	0.897	0.794	25年	0.088	0.956	0.912
11年	0.189	0.905	0.811	26年	0.085	0.957	0.915
12年	0.175	0.912	0.825	27年	0.082	0.959	0.918
13年	0.162	0.919	0.838	28年	0.079	0.960	0.921
14年	0.152	0.924	0.848	29年	0.076	0.962	0.924
15年	0.142	0.929	0.858	30年	0.074	0.963	0.926
16年	0.134	0.933	0.866	31年	0.072	0.964	0.928

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。
課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ
特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。
課税標準額（1,000円未満切り捨て）×税率（100分の1.4）=税額（100円未満切り捨て）
・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。
・税額の100円未満切り捨てについては、土地・家屋についても含んで計算します。

<計算例>

計算例は以下のとおりです。

なお、明細書での申告の場合は、実際の評価計算については、白石町の電算システム
で行いますので、算出する必要はありません。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度評価額
ビニールハウス	令和6年2月	10,500,200	14	0.152	10,500,200円×(1-0.152/2) =9,702,184円 (1円未満切り捨て)
玉ねぎピッカー	令和5年3月	1,000,000	7	0.28	1,000,000円×(1-0.28/2) =860,000円 (令和6年度評価額) 860,000円×(1-0.28) =619,200円
漁船	平成23年8月	22,196,019	5	0.369	22,196,019円×5% =1,109,800円 (1円未満切り捨て)

評価額の合計=決定価格=課税標準額（課税標準の特例の適用がない場合）

$$\begin{aligned} \text{合計課税標準額} &= 11,431,184円 \\ 1,000円未満切り捨て後 & 11,431,000円 \\ 11,431,000円} \times 1.4\% \text{ (税率)} &= 160,034円 \end{aligned}$$

土地税額 50,521円

家屋税額 30,912円

償却資産税額 160,034円

$$\text{合計 } 50,521円 + 30,912円 + 160,034円 = 241,467円$$

合計税額 241,400円（100円未満切り捨て）

7. 個人番号・法人番号の記載について

(1) 申告書への記入方法

15ページをご参照の上、ご記入ください。

なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

(2) 本人確認資料について

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送又は電子申告にてご提出される場合は、資料の写し（コピー又はPDFデータ）を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

<本人が申告書を提出する場合（例）>

番号確認資料身元確認資料	身元確認資料
個人番号カード（裏面） 又は 住民票（個人番号が記載されたもの） 又は 通知カード（記載事項に変更がない場合、 又は正しく変更手続きされている場合に限る）	+ 個人番号カード（表面） 又は 運転免許証 又は 白石町が発行した償却資産申告書

<代理人が申告書を提出する場合（例）>

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
本人の個人番号カード（両面） 又は 本人の住民票 (個人番号が記載されたもの) 又は 本人の通知カード（記載事項に変更 がない場合、又は正しく変更手続き されている場合に限る）	+ 代理人の個人番号カード (表面) 又は 代理人の運転免許証 又は 代理人の税理士証票	+ 税務代理権限証書 (税理士) 又は 委任状

※ 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

※ 電子申告の場合は、代理人の身元確認資料及び代理権確認資料は不要です（代理人の身元は電子証明書により、代理権は本人の利用者ID 利用により確認します。）。また、マイナンバー制度施行後（平成28年1月以降）に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合は、本人の番号確認資料についても添付不要です。本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合も添付不要です。

8. 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2、4、5、6、8、9項）、同法附則第14条（第1～2項）、同法附則第14条の2に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」(*1)に必要事項をご記入の上、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3（第1～33項）、同法第349条の3の4、同法附則第15条（第1～44項）、同法附則第15条の2（第1、2項）、同法附則第15条の3、同法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

（例）内航船舶、外国貿易用コンテナー、公共の危害防止用施設・設備、企業主導型保育事業の用に直接供する資産、先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、白石町税条例第71条第1項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。（申請時期により、免除される税額が変わることがあります。）

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」(*2)に必要事項をご記入の上、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

（1）～（3）の主な適用資産については、白石町ホームページでご覧いただけます。

また、（1）～（3）の適用を受けていた資産が適用要件を満たさなくなった場合は、白石町税務課固定資産税係までご連絡ください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、国税局長の承認通知書の写し若しくは届出書の写しをにご提出ください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご留意ください。

(*1) から (*2) までの各様式について、白石町ホームページからダウンロードできます。

9. 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	<p>【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)</p> <p>【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)</p> <p>【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備について は定額法)</p>	<p>原則として、『固定資産評価基準』*に定める減価率によります。</p> <p>16ページ<減価残存率表>をご参考ください。</p>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

10. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力ををお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いするがありますので、ご了承ください。

11. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

12. 補助事業で導入した資産の取扱い

国庫補助事業等で取得した資産については、補助金額を含んだ総事業費での申告が必要です。